

第 10 章 国際行政と国内行政のインターフェース

10-1 国際ルールの公示形式

(1) 諸形態

条約の他、規則、協定、勧告、宣言、ガイドライン、決議、覚書、宣言等様々な形式

EU：規則 (Regulation) と指令 (Directive)

(2) 議会承認の有無

(3) 拘束性の有無

(4) 複数公示形式の組み合わせ

通時的に使い分け

同時的に使い分け

ある公示形式が他の公示形式による国際ルールを参照して取り込む

10-2 国際ルールの国内実施

(1) ルールに関するインターフェースの課題

国内実施法令等の選択

国内実施のスキームの設定

国内の重層的な政府間関係への考慮

相互作用の性格

国際ルールの要請と国内ルールの体系の安定性との緊張関係

国際ルールが現実適合性を確保するための学習過程

(2) 事例：オゾン層保護のためのウィーン条約・モントリオール議定書－国内実施におけるスキーム選択の裁量：使用業者の努力義務、自主的取組

(3) 事例：WTO 政府調達協定－政府間実施プロセスの日米比較：適用対象の設定の差異、無差別について事業所所在地要件禁止について特定して規定

10-3 財政における国と国際組織のインターフェース

(1) インターフェースの制度的構造

国際組織への通常予算分担金・出資金は様々な省庁の予算に位置付けられている

国際組織への資金提供には通常予算以外に予算外資金が多く存在する

多くの場合一般会計からの資金提供であるが、場合によっては特別会計からの資金提供

国際組織への通常予算等分担金、通常予算外資金拠出金の一部については政府開発援助 (ODA) として算定されるが一部は算定されない

予算書や補助金総覧といった公表された文書では把握が困難な資金提供が存在－拠出国債国際組織の定義そのものが困難

(2) 国から国際組織への資金の流れ

(3) 財政面でのインターフェースの課題－分散化の問題

10-4 人事行政における国と国際組織のインターフェース

(1) インターフェースの制度的構造

1997 年「邦人国際公務員増強のための懇談会報告書」

様々な具体的制度的仕組み

外務省本省に国際機関人事センター

1974年以來、日本政府の経費負担により（形式的には国際組織への予算外資金への拠出となる）、国際組織職員志望者を一定期国際組織に派遣し、専門知識を深め、国際的活動の勤務経験を積むことで正規職員への道を開くための制度として、アソシエート・エキスパート（AE）・ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣採用ミッション訪日

1970年「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」（派遣法）

（2）各国際組織における日本人職員の現状－国際機関毎の差異

（3）人事面でのインターフェースの課題

自由民主党政務調査会－1999年11月に「国際機関の改革を促す」という観点から外交部会の下に「国際機関等に関するワーキングチーム」（座長：福田康夫、事務局長：武見敬三）を設置

政治における関心が高まっていることは国内におけるアカウントビリティー確保上適切であるが、日本人の数というものに特化することが果たして国益確保上も適切か

国内の人材養成のキャリアパターンの中に国際組織での勤務をどのように位置づけるのか幹部クラスの日本人職員が相対的に少ないという問題

自国出身の国際公務員にどのようなインセンティブを供与するのかという課題